

平成30年9月4日招集

# 秩父市議会定例会議案



## 目 次

議案第60号	平成29年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第61号	平成29年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	2
議案第62号	平成29年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	3
議案第63号	平成29年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第64号	平成29年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	5
議案第65号	平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第66号	平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	7
議案第67号	平成29年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	8
議案第68号	平成29年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9
議案第69号	平成29年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	10
議案第70号	秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第71号	秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…	12
議案第72号	秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例……………	14
議案第73号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	16
議案第74号	秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………	29
議案第75号	秩父市下水道事業の設置等に関する条例……………	30
議案第76号	秩父市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例……………	33

議案第77号	平成30年度秩父市一般会計補正予算（第2回）	35
議案第78号	平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	40
議案第79号	平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	45
議案第80号	平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）	48
議案第81号	平成30年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第1回）	51
議案第82号	平成30年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）	54
議案第83号	平成30年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 （第1回）	57
議案第84号	平成30年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）	60
議案第85号	平成30年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）	63

議案第60号

平成29年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度秩父市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第61号

平成29年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成29年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 2 9 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第63号

平成29年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第64号

平成29年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成29年度秩父市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員  
の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第65号

平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成29年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第66号

平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第67号

平成29年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成29年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監  
査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第68号

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成29年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第69号

平成29年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

平成29年度秩父市立病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

議案第70号

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年秩父市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1号を加える。

(3) 市立病院及び大滝国民健康保険診療所に勤務する医師である職員が、正規の勤務時間以外の時間において、救急医療等の業務に従事したとき。

別表第14号中「Ⅱ」を「1回」に改め、同号に次のように加える。

3 市立病院及び大滝国民健康保険診療所において、正規の勤務時間以外の時間に救急医療等の業務に従事した医師である職員	1回	救急外来診療（患者が当該救急外来診療に引き続き入院となった場合に限る。）1回 5,000円
---	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秩父市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成30年7月1日から適用する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

救急医療等の業務に従事する医師の処遇改善を図りたく、特殊勤務手当（夜間医療等業務手当）を支給したいため。

## 議案第71号

秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年秩父市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第9条」を「、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項」に改める。

第9条を第14条とし、第8条の次に次の5条を加える。

（職員の退職による派遣）

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、秩父新電力株式会社とする。

2 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

（退職派遣者の採用）

第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でない認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

2 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（取決めに定める事項）

第11条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は次に掲げる事項とする。

(1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

(2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第12条 法第10条第1項の規定により採用された職員（技能労務職員である職員を除く。次条において同じ。）に関する秩父市一般職職員の給与に関する条例第17条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第13条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の級及び号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

2 秩父市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年秩父市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次に掲げる」を「秩父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第44号）第2条第1項各号及び第9条第1項に規定する」に改め、同条各号を削る。

(秩父市公益的法人等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例の一部改正)

3 秩父市公益的法人等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例（平成17年秩父市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条第1項各号」の次に「及び第9条第1項」を加える。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

職員を派遣できる団体に、秩父新電力株式会社を加えたいため。

## 議案第72号

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成17年秩父市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までに受けた医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前々年の所得）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象者が災害により損害を受けた場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の申請により、第3条に定める対象者として認定した場合は、当該対象者を受給資格登録者とし、受給資格登録者として登録しない場合は、規則に定めるところにより申請者に通知しなければならない。

第6条を次のように改める。

（受給者証の交付等）

第6条 市長は、受給資格登録者に対し、第4条第1項の規定により助成金の支給を行う場合は、当該受給資格登録者に受給者証を交付し、同条第2項の規定により助成金の支給を行わない場合は、規則で定めるところにより当該受給資格登録者に通知しなければならない。

第7条中「受給者」を「前条の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）」に改める。

第9条中「受給者」を「受給資格登録者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 受給資格登録者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秩父市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る助成金の支給について適用し、施行日前の申請に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

#### 提案理由

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、医療費支給に係る所得制限について同様の改正を行うほか、所要の改正を行いたいため。

議案第73号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の20の3)に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第4条第2項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第6条第1号中「定める者」の次に「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第7条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を削り、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第192条第10項」を「第192条第14項」に改める。

第17条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施

行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第1項中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を加える。

第48条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改める。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第4章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス

(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主

として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第60条の12に規定する運営規程をい

う。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業所が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の38中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「この条」を「この項」に改める。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第192条第8項」を加える。

第83条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」

に改め、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第193条第2項」を「第193条第3項」に改める。

第85条、第104条第3項、第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第152条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(県条例第320条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(県条例第329条の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第152条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第154条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第166条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第166条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第152条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第169条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第183条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第187条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第192条第1項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に改め、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライ

ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第192条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の市長が定める研修を修了している者（第200条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第192条第8項中「前項各号」を「第7項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認

められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第193条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第194条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第195条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、同号表以外の部分中「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)」を加える。

第196条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第200条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第192条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第203条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と」を加える。

附則第5項から第7項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 第131条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成3

6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

9 第133条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型

指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)を、「以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表中「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第193条第2項」を「第193条第3項」に改める。

第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第84条第3項中「介護老人福祉施設」の次に「、介護医療院」を加える。

(秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年秩父市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」の次に「、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。)」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。

以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第12号中「第66号」の次に「。以下「県条例」という。」を加え、同条中第28号を第30号とし、第23号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、第22号を第24号とし、同号の前に次の1号を加える。

(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同条第17号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号イ中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第117条第1項」を「県条例第555条」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第140条の66第1項第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準のほか、関係条例について厚生労働省令で定める基準と同様の改正を行いたいため。

議案第74号

秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(平成26年秩父市条例第37号)  
の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成32年3月31日までの間」に、「とあり、  
及び」を「とあるのは「14,200円」と、」に、「、「11,200円」を「「1  
5,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長      久   喜   邦   康

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、経過措置  
として緩和している保育料の額等について、所要の改正を行いたいため。

議案第75号

秩父市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の処理区域、処理人口及び一日最大処理能力は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画において定めるものとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が2,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金又は他の損害賠償保険金等により賠償金が補填される事故については、その保険金等の額に150万円を加えた額）以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までにそれぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(秩父市特別会計条例の一部改正)

2 秩父市特別会計条例(平成17年条例第64号)の一部を次のように改正する。  
第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(秩父市下水道条例の一部改正)

3 秩父市下水道条例(平成17年条例第243号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第2章 公共下水道の設置等(第3条・第4条)」を「第2章 削除」に改める。

第1条中「設置、維持」を「維持」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条及び第4条 削除

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

平成30年9月4日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

下水道事業の健全かつ安定的な運営を行っていくことを目的として、平成31年度から地方公営企業法の財務規定等を適用したく、下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めたいため。

## 議案第76号

秩父市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後の基本計画を含む。）に定められた法第4条第2項第1号の区域（本市の区域に限る。以下「促進区域」という。）において、事業を行うための施設を設置した者に係る固定資産税の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、促進区域において、法第2条第1項の地域経済牽引事業を行う法第13条第4項又は第7項の承認（法第14条第1項の変更に係る承認を含む。）を受けた者が設置した施設（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94条。以下「省令」という。）第2条に規定する要件に該当するものに限る。）に係る固定資産税（省令第3条第2号に定める課税免除をするものに限る。）については、新たに課すこととなった年度から3年度間に限り免除する。

(申請書の提出)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、固定資産税の課税免除をすることが適当であると認めたとき、又は課税免除をすることが適当でないと認めたときは、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(固定資産税の課税免除の取消し)

第5条 市長は、固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

- (1) 法第13条第4項又は第7項の承認が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- (3) 市税を納期限までに納付しなかったとき。

(4) その他固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴い、地域経済を牽引する事業を促進したく、固定資産税の特例に関し必要な事項を定めたいため。

議案第 77 号

平成 30 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 30 年度秩父市一般会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,415,225 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,798,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		6,350,000	469,982	6,819,982
	1 地方交付税	6,350,000	469,982	6,819,982
12 分担金及び負担金		238,129	158	238,287
	1 負 担 金	238,129	158	238,287
14 国庫支出金		3,488,665	△129,847	3,358,818
	2 国庫補助金	715,158	△129,847	585,311
15 県支出金		1,706,815	73,170	1,779,985
	2 県補助金	490,261	73,170	563,431
18 繰入金		1,416,224	41,430	1,457,654
	1 繰入金	1,416,224	41,430	1,457,654
19 繰越金		851,455	958,471	1,809,926
	1 繰越金	851,455	958,471	1,809,926
20 諸収入		323,856	3,127	326,983
	5 雑 入	173,155	3,127	176,282
21 市 債		3,265,300	△1,266	3,264,034
	1 市 債	3,265,300	△1,266	3,264,034
歳 入 合 計		28,382,775	1,415,225	29,798,000

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,375,320	9,637	3,384,957
	1 総務管理費	2,756,879	8,341	2,765,220
	3 戸籍住民基本台帳費	154,425	1,296	155,721
3 民生費		10,425,212	△153,038	10,272,174
	1 社会福祉費	4,983,381	5,775	4,989,156
	2 児童福祉費	4,273,212	△161,297	4,111,915
	3 生活保護費	1,150,945	2,268	1,153,213
	4 国民年金費	16,378	216	16,594
4 衛生費		2,797,628	35,800	2,833,428
	1 保健衛生費	908,353	△20,000	888,353
	3 清掃費	585,871	6,000	591,871
	4 上水道費	979,037	49,800	1,028,837
6 農林水産業費		597,160	44,378	641,538
	1 農業費	303,676	42,881	346,557
	2 林業費	293,484	1,497	294,981
7 商工費		598,344	48,406	646,750
	1 商工費	598,344	48,406	646,750
8 土木費		3,017,562	43,732	3,061,294
	2 道路橋りょう費	1,569,069	41,000	1,610,069
	5 住宅費	122,300	2,732	125,032
10 教育費		2,237,296	7,899	2,245,195
	3 中学校費	253,998	6,000	259,998
	6 保健体育費	508,443	1,899	510,342
12 公債費		3,006,409	270,535	3,276,944
	1 公債費	3,006,409	270,535	3,276,944
13 諸支出金		197,862	1,000,000	1,197,862
	1 基金費	197,862	1,000,000	1,197,862
14 予備費		100,427	107,876	208,303
	1 予備費	100,427	107,876	208,303
歳 出	合 計	28,382,775	1,415,225	29,798,000

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
2 認定こども園整備事業費	143,400	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
3 上水道広域化施設整備事業出資	553,800		
5 地方道路整備事業費	849,200		
10 臨時財政対策債	1,000,000		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	80,300	補正前に同じ。		
	603,600			
	882,400			
	978,834			

議案第78号

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）

平成30年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,527千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,803,328千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に2,916千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,999千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		4,871,788	270	4,872,058
	1 県負担金・補助金	4,871,787	270	4,872,057
6 繰越金		39,808	135,257	175,065
	1 繰越金	39,808	135,257	175,065
歳入合計		6,667,801	135,527	6,803,328

## 2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		98,451	1,251	99,702
	1 総務管理費	94,356	1,251	95,607
3 国民健康保険事業 費納付金		1,581,027	6,320	1,587,347
	1 医療給付費分	1,049,734	△884	1,048,850
	2 後期高齢者支援金 等分	381,287	6,259	387,546
	3 介護納付金分	150,006	945	150,951
7 諸支出金		77,188	72,321	149,509
	1 償還金及還付加算 金	55,600	72,321	127,921
8 予備費		8,560	55,635	64,195
	1 予備費	8,560	55,635	64,195
歳 出 合 計		6,667,801	135,527	6,803,328

## 3 歳入（診療施設勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		11,504	2,916	14,420
	1 繰越金	11,504	2,916	14,420
歳入	合計	115,083	2,916	117,999

## 4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		74,405	600	75,005
	1 施設管理費	74,357	600	74,957
4 予備費		3,000	2,316	5,316
	1 予備費	3,000	2,316	5,316
歳出合計		115,083	2,916	117,999

議案第79号

平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成30年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦    康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	551	651
	1 繰越金	100	551	651
歳入	合計	831,344	551	831,895

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		103	551	654
	1 予 備 費	103	551	654
歳 出	合 計	831,344	551	831,895

議案第80号

平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成30年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293,451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,722,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,518,620	4,035	1,522,655
	2 国庫補助金	489,744	4,035	493,779
3 支払基金交付金		1,657,542	16,097	1,673,639
	1 支払基金交付金	1,657,542	16,097	1,673,639
4 県支出金		916,917	2,522	919,439
	2 県補助金	45,324	2,522	47,846
7 繰越金		1	270,797	270,798
	1 繰越金	1	270,797	270,798
歳入合計		6,429,276	293,451	6,722,727

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		204	163,931	164,135
	1 基金積立金	204	163,931	164,135
5 諸支出金		1,503	129,520	131,023
	1 償還金及還付加算 金	1,502	68,090	69,592
	2 繰 出 金	1	61,430	61,431
歳 出	合 計	6,429,276	293,451	6,722,727

議案第 81 号

平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 30 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,547 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,500,625 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		120,000	76,177	196,177
	1 繰越金	120,000	76,177	196,177
6 諸収入		4,316	△630	3,686
	1 雑入	4,316	△630	3,686
歳入合計		1,425,078	75,547	1,500,625

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		838,807	1,008	839,815
	1 総務費	508,386	1,008	509,394
2 公債費		496,271	△10,176	486,095
	1 公債費	496,271	△10,176	486,095
3 予備費		90,000	84,715	174,715
	1 予備費	90,000	84,715	174,715
歳 出 合 計		1,425,078	75,547	1,500,625

議案第 8 2 号

平成 3 0 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 3 0 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,166 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 242,523 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		25,000	△7,166	17,834
	1 繰越金	25,000	△7,166	17,834
歳入合計		249,689	△7,166	242,523

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 予 備 費		10,000	△7,166	2,834
	1 予 備 費	10,000	△7,166	2,834
歳 出	合 計	249,689	△7,166	242,523

議案第 83 号

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 30 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,334 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 261,369 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長           久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		18,000	4,334	22,334
	1 繰越金	18,000	4,334	22,334
歳入合計		257,035	4,334	261,369

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 予 備 費		7,000	4,334	11,334
	1 予 備 費	7,000	4,334	11,334
歳 出	合 計	257,035	4,334	261,369

議案第 84 号

平成 30 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

平成 30 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 439 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,191 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		21,000	439	21,439
	1 繰越金	21,000	439	21,439
歳入合計		30,752	439	31,191

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		17,704	439	18,143
	1 予 備 費	17,704	439	18,143
歳 出	合 計	30,752	439	31,191

議案第 85 号

平成 30 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

平成 30 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,223 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146,557 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 9 月 4 日提出

秩 父 市 長            久   喜   邦   康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		53,874	25,223	79,097
	1 繰越金	53,874	25,223	79,097
歳入合計		121,334	25,223	146,557

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		83,485	25,223	108,708
	1 予 備 費	83,485	25,223	108,708
歳 出	合 計	121,334	25,223	146,557